

八王子市空き家ワンストップ相談窓口事業(案)

1. 相談窓口

- (1) 公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会八王子支部
- (2) 公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部多摩南支部

2. 相談者の要件

八王子市内に物件をお持ちで、次の(1)又は(2)に該当する方

- (1) 空き家の所有者等(相続予定者含む)
- (2) 住まいの継承でお悩みの方

3. 相談内容

- ・売却: 売却先、売却方法、売却に関するリフォーム、解体等
- ・賃貸: 賃貸先、賃貸方法、賃貸に関するリフォーム、解体、有効活用、土地活用等
- ・管理: 管理方法、管理委託、その他管理に関する事項
- ・相続: 権利の整理、その他相続に関する事項

近隣の管理不全空き家に関する相談は八王子市で対応する。

4. 業務内容

- (1) ワンストップ相談窓口の設置
- (2) 相談業務
 - ・空き家の利活用等に関する収支・試算の提案
 - ・各分野の専門家・事業者との連携・協力
 - ・相談者へのフォローアップ
- (3) 実施状況等の報告
- (4) 広報活動
- (5) その他、必要な業務

5. 相談に伴う費用

相談に伴う費用は、すべて無償とする。ただし、相談者からの依頼により発生する各種調査等に必要な費用については、相談者の負担とすることができる。

6. 相談の流れ

- (1) 相談者はワンストップ相談窓口に連絡をする(事前予約制)。
- (2) 相談者又は相談窓口従事者は「事前受付票」を作成のうえ、相談を実施する。
- (3) 相談窓口従事者は「相談記録表」を作成し、「事前受付票」と共に保管する。
- (4) 相談窓口従事者は「月間事業報告書」を翌月初旬に市役所へ提出する。